

# SIP の制度評価及び課題評価について

2018年8月2日

SIP 総括

## 1. 趣旨

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議）及び「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成26年5月23日戦略的イノベーション創造プログラムガバニングボード）に基づき、本年度は、（１）SIP の制度評価、（２）SIP 課題評価（第1期の終了時評価）、（３）SIP 課題評価（第2期の年度末評価（初年度））の三つの評価を行う。

## 2. 実施方法

### （１）SIP の制度評価

#### ①目的

SIP 第1期の終了時点において、SIP 制度の目的が達成されたか否かを検証し、改善点を抽出する。改善点はSIP 第2期に直ちに反映し、必要に応じて、他省庁の研究開発プロジェクトに横展開する。

#### ②評価項目

内閣府による計上予算（調整費）、総合科学技術・イノベーション会議による課題設定、PD 選定、機動的な予算配分、PD による研究開発等の推進、管理法人による予算執行上の事務手続きなど、SIP に特徴的に見られる制度設計は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などに良い影響を与えられたか。SIP の制度に改善すべき点はないか。

これらを踏まえ、具体的には以下の項目を中心に評価。

##### (i) SIP の所期の目的の達成度

社会的課題解決への貢献、日本経済・産業競争力への貢献  
(特に、SIP であるが故に達成できた成果の検証)

##### (ii) SIP 制度設計に関する評価項目

課題設定、PD 選定、府省連携・産学連携、基礎から実用化までの一気通貫方式、情報公開、他

##### (iii) SIP 制度運用に関する評価項目

予算配分・執行の在り方、PD によるマネジメント、進捗管理、評価、知財・国際標準化・規制改革等の制度面への取組、研究開発や社会実装における関係省庁の連携、人材育成、コンプライアンス、広報活動、他

#### ③評価スケジュール

2018年8月下旬 第1回制度評価 WG

10月下旬 第2回制度評価 WG

- 1 1月下旬 第3回制度評価 WG  
1 1月下旬 GBに中間報告  
1 2月中下旬 第4回制度評価 WG (最終)  
2019年2月下旬 GBに最終報告 (WG座長からGBに評価結果・改善案等を報告)

なお、上記の制度評価 WG での検討材料とするため、PD、関係府省、管理法人等の関係者、産業界・学界、歴代の CSTI 議員などからも適宜ヒアリングを行い、意見聴取する予定。

#### ④評価委員

平成29年2月に実施した中間評価の制度評価 WG 委員を中心に、下記の5分野（7領域）の有識者から今回の制度評価WGの委員の選定を行う。

- 産業界：2領域（「研究開発」「経済・経営」）
- 学术界：2領域（「自然科学・技術」「経済・経営」）
- 国立研究開発法人
- 知的財産／標準化
- 報道機関

## (2) SIP 課題評価（第1期の終了時評価）

### ①目的

第1期（5年間）の研究成果に基づき、研究開発計画に沿った成果が得られたかどうかを厳格に評価し、さらに、①課題毎の経済波及効果、②社会的インパクト、③参画企業における研究開発投資の誘発効果、参加者の意識の変化などの検証を行う。得られた知見や改善点は、必要に応じて、第2期の課題評価の在り方等に反映する。

### ②評価項目<sup>1</sup>

- (i) 課題目標の達成度（技術・産業面・社会的目標、知財他）
- (ii) 課題マネジメント（計画、実施、リソース、連携、失敗とその克服他）

※各課題の経済波及効果、社会的インパクト、参画企業における研究開発投資の誘発効果、意識の変化等

### ③評価スケジュール

- 過去4年間にわたり実施してきた課題評価 WG 1～3で評価を行う。
- プログラム統括が全体のとりまとめを行い、GBへの報告を行う。

2018年10月 第1回課題評価 WG 1～3（※過去4年間の振り返りを議論）

10月下旬 GBに中間報告（※過去4年間の振り返り）

<sup>1</sup> 「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」における評価項目・評価基準を参照。

- 1 1月中下旬 PD 自己点検及び各管理法人の Peer Review<sup>2</sup>の実施
- 1 2月 第2回課題評価 WG 1～3 (※本年度末評価も含めた5年間を通じた評価について議論。PDによるプレゼンも実施。)
- 2019年1月 第3回課題評価 WG 1～3 (※ABCD 評価は行わない。)
- 2月下旬 **GBに最終報告** (プログラム統括から GBに報告)

#### ④評価委員

- 課題評価 WG 1～3の評価委員 (平成28年度から継続) とする。
- 座長はプログラム統括とする。

### (3) SIP 課題評価 (第2期の年度末評価 (初年度))

#### ①目的

研究開発計画の内容の妥当性、実施体制、研究責任者等の適正性、研究開発の進捗度合などを、外部有識者による課題評価 WG によって評価し、課題や研究テーマの方向性、絞り込み等を検討するとともに、評価結果は、各課題の研究開発計画及び次年度予算配分に反映する。

#### ②評価項目<sup>3</sup>

(i) 課題目標の達成度 (技術・産業面・社会的目標、知財他)

(ii) 課題マネジメント (計画、実施、リソース、連携他)

- ◇ なお、技術的な評価は、各管理法人が実施する Peer Review<sup>4</sup>を最大限活用し、WG では主として課題横断的視点 (後述) から評価を実施する。このため、第1期課題評価のようにWGを複数設けず、WGは一つのみとする。
- ◇ 本WGで7段階 (S、AA、A+、A、A-、B+、B) 評価を実施し、評価結果は、①各研究開発計画の見直し、②次年度以降の予算配分、に厳格に反映させる<sup>5</sup>。具体的には、下図のとおり。

図1：第2期課題評価のランク付け

評価	標語
S	<u>極めて挑戦的な高度な目標を達成し、実用化・事業化も十分見込まれており、想定を大幅に上回る成果が得られている。</u>
AA	<u>適切に設定された目標を大幅に達成しており、実用化・事業化も十分見込まれており、想定以上の成果が得られている。</u>

<sup>2</sup> なお、Peer Review の書式は各管理法人での差異が出ないように統一する方向で作業中。また、Peer Review に当たっては、達成部分/未達成部分 (良い意見/悪い意見) の両論を併記すること。

<sup>3</sup> 「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」における評価項目・評価基準を参照。

<sup>4</sup> 上記脚注2に同様。

<sup>5</sup> ただし、第1期の「重要インフラ等におけるサイバーセキュリティの確保」については、平成31年度予算の配分を行うことから、第2期年度末評価と同様の方法で課題評価を行うこととする。

A+	適切に設定された目標を達成しており、実用化・事業化も十分見込まれるなど、 <u>想定以上の成果が得られている。</u>
A	目標の設定・達成ともに概ね適切であるなど、 <u>当初予定どおりの成果が得られている。</u>
A-	目標の設定又はその達成状況が十分ではないなど、 <u>予定を下回る成果となっている。</u>
B+	目標の設定又はその達成状況が極めて不十分で、 <u>予定を大幅に下回る成果となっている。</u>
B	目標の設定、その達成状況その他 <u>大きな改善を要する面がみられる。</u>

図2：次年度予算への反映<sup>6</sup>

標語	前年度当初予算比
S	+50%以下
AA	+30%以下
A+	+10%以下
A	0%以下
A-	▲10%以下
B+	▲30%以下
B	事業中止を検討

### ③評価スケジュール

2018年10月 第1回課題評価WG（評価視点の検討）

12月 PD自己点検及び各管理法人のPeer Reviewの実施

2019年1月 第2回～第4回課題評価WG（各回、数課題ごとに、PDからの成果報告及びPeer Reviewの結果を踏まえ議論）

2月中旬 **GBに最終報告第1回及び第2回**（プログラム統括からGBに評価結果及び予算配分案を報告）（※2回に分けて報告・議論）

### ④評価委員

技術一般から数名程度を選定するとともに、課題横断的視点（下記の7分野）の外部有識者を各1～2名程度選定する。

○システム、データ連携・利活用、プラットフォーム

○国際（知財・標準）

○国際展開、グローバルベンチマーク

<sup>6</sup> なお、高い評価を受けた場合でも、予算が十分確保できない場合には、増額できない場合があることに留意。

- 研究開発マネジメント・産学連携、人材
- 事業マネジメント、マーケティング・事業化
- 市場創出、社会実装、ベンチャー等事業創出
- 社会受容性、倫理、法整備、ファイナンスなど

### **3. その他**

#### **(1) 議事の公開・非公開**

- 「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」に基づき、評価結果は原則として公開する。
- 制度評価及び課題評価のGB及びWGの議事については、原則公開とする。ただし、上記運用指針に基づき、非公開の研究開発情報等を扱う場合には、GB及びWGともに非公開とする。議事の公開・非公開は、GB議長及びWG座長が事前に決定する。

#### **(2) GBメンバーのWGへの参加**

- すべてのWGについて、議論の充実に資する観点等から、GBメンバーがWGにオブザーバーとして参加することを妨げない。